

無印鑑口座利用のお客さま向け特約 改定内容

改定前		改定後 (改定箇所の下線を引いています)	
<p>4. (原規定の変更事項)</p> <p>原規定に記載のうちの印鑑に関連する事項に代えて、「カード認証による預金払戻し等に関する取引規定」を適用するものとします。下記記載の原規定に関しては、具体的には下記内容のとおり全て変更後に読み替えるものとします。</p>		<p>4. (原規定の変更事項)</p> <p>原規定に記載のうちの印鑑に関連する事項に代えて、「カード認証による預金払戻し等に関する取引規定」を適用するものとします。下記記載の原規定に関しては、具体的には下記内容のとおり全て変更後に読み替えるものとします。</p>	
A.~F. (省略) 変更なし		A.~F. (省略) 変更なし	
G.関西みらい「TIMO」取引に関する特約			
1. (TIMO普通預金にかかる特約)			
	(4) 本預金を当社の店頭で払戻しするときまたは解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本預金のキャッシュカードとともにご提出ください。なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出頂く場合があります。		本預金を当社の店頭で払戻しするときまたは解約するときは、当社所定の方法により行ってください。なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出頂く場合があります。
2. (定期預金等にかかる特約)			
	(4) 定期預金等が以下に該当する場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本預金のキャッシュカードとともにご提出ください。なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出いただく場合があります。		定期預金等が以下に該当する場合は、当社所定の方法により手続きを行ってください。なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出いただく場合があります。
	①(略)		(同左)
	②(略)		(同左)
	③(略)		(同左)
	④(略)		(同左)
		(削除)	